

公布された条例のあらまし

◇過疎地域における県税の課税免除に関する条例及び半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

1 条文の整備

租税特別措置法等の改正に伴い、次の条例について、同法等の条項を引用する条文の整備を行うこととした。

- (1) 過疎地域における県税の課税免除に関する条例
- (2) 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例

2 施行期日

公布の日から施行することとした。